

長 期

群 務 第 7 6 号

令 和 3 年 2 月 2 2 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

警察官が旅客会社線に乗車等する場合の業務証明書管理取扱要領の制定について（通達）

警察官が職務執行のため、業務証明書を使用して東日本旅客鉄道株式会社の列車及び自動車に乗車し、又は駅構内に立ち入る場合に使用する業務証明書の取扱いについて、別添「警察官が旅客会社線に乗車等する場合の業務証明書管理取扱要領」を制定したので、管理運営上誤りのないようにされたい。

なお、警察官が旅客会社線に乗車する場合の業務証明書管理取扱要領の制定について（平成11年10月7日付け群務第539号通達）は、廃止する。

別添

警察官が旅客会社線に乗車等する場合の業務証明書管理取扱要領

1 趣旨

この要領は、警察官が職務執行のため、業務証明書を使用して東日本旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）の列車及び自動車（以下「列車等」という。）に乗車し、又は駅構内に立ち入る（以下「乗車等」という。）場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務証明書の種類

業務証明書は、一般警察官用業務証明書及び移動警察官用業務証明書とする。

3 業務証明書の効力

- (1) 業務証明書に記載された区間内における全ての列車等について効力を有する。ただし、特別車両を使用することはできない。
- (2) 業務証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

4 業務証明書の使用

警察官が、次に掲げる警察活動を行う場合に使用することができる。

(1) 一般警察官用業務証明書

- ア 追尾している犯人、参考人等が列車等内及び駅構内に立ち入った場合において、追尾を続行する必要があるとき。
- イ 列車等内及び駅構内において犯人を逮捕する場合
- ウ 列車等内及び駅構内において聞き込み等の捜査を行う場合
- エ その他列車等内及び駅構内での警察活動において、5の(1)の総括責任者が必要と認める場合

(2) 移動警察官用業務証明書

移動警察を行う場合に使用することができる。

5 業務証明書の管理・運用

(1) 総括責任者

- ア 総括責任者は、警務部警務課長とする。
- イ 総括責任者は、一般警察官用業務証明書を一括管理し、一般警察官用業務証明書を必要とする事案が生じた所属への貸出しを行う。
- ウ 総括責任者は、移動警察を行う所属への移動警察官用業務証明書の配布及び貸出しを行う。

(2) 管理責任者

- ア 管理責任者は、業務証明書の配布又は貸出しを受けた所属長とする。
- イ 管理責任者は、業務証明書の適正な管理に努め、業務証明書の使用用務

が終了し、又は有効期間が経過した場合は、速やかに総括責任者に返納しなければならない。

(3) 取扱責任者

ア 業務証明書の取扱責任者は、警察本部においては配布又は貸出しを受けた所属の次席、副校長又は副隊長とし、警察署においては副署長又は次長とする。

イ 取扱責任者は、業務証明書の使用状況を常に把握しておかなければならない。

(4) 業務証明書の貸出し等

ア 総括責任者は、業務証明書貸出簿（別記様式第1号）を備え付け、業務証明書の貸出しの状況を明らかにしておかなければならない。

イ 取扱責任者は、業務証明書使用実績簿（別記様式第2号）を備え付け、業務証明書の使用の状況を明らかにしておかなければならない。

ウ 業務証明書の配布を受けていない所属において業務証明書使用の必要が生じた場合又は配布を受けている所属において業務証明書の使用が一時期に集中し配布された業務証明書では不足する場合においては、当該所属長は、総括責任者に業務証明書貸出申請書（別記様式第3号）により申請し、貸出しを受けることができる。

エ 総括責任者は、前記イによる申請を受理し、必要と認める場合は、業務証明書貸出簿（別記様式第4号）により所要枚数の業務証明書を貸出しするものとする。

オ 業務証明書の貸出しを受けた所属長は、用務が終了し、又は有効期間が経過した場合は、業務証明書返納書（別記様式第5号）に業務証明書使用実績簿写しを添えて、直ちに返納しなければならない。

6 業務証明書使用上の留意事項

(1) 警察官が業務証明書を使用して乗車等する場合は、旅客運賃及び料金は支払わない。

(2) 次の各号に掲げるところにより列車等に乗車等する場合には、業務証明書の所持を省略することができる。

ア 制服を着用している場合

イ 緊急やむを得ない場合であって、旅客会社の係員の承諾を得て乗車等する場合

(3) 列車等に乗車等する警察官は、当該列車等の乗務員に、職務に支障のない限り速やかに乗務通告を行うものとする。

(4) 職務遂行上、業務証明書に記載された区間を超えて乗車し、又は前記3の

- (1) の特別車両に乗車せざるを得ない場合は、当該旅客会社の係員の承諾を得なければならない。
- (5) 業務証明書を所持した警察官は、紛失防止等その取扱いを慎重にするとともに、紛失等した場合は直ちに管理責任者に報告しなければならない。
- (6) 業務証明書の紛失等の報告を受けた管理責任者は、速やかに総括責任者に報告しなければならない。
- (7) 業務証明書を使用した場合又は前記(2)により列車等に乗車等した場合は、使用年月日、使用区間及び使用用務を取扱責任者に報告しなければならない。